

# サンデングループ 人権方針

サンデンは地球と人にやさしい次世代の空調システムを追求する事業を通じて、企業理念に基づき人権尊重や安全衛生に取り組んでいます。また、すべての従業員に対して、基本的人権を尊重する企業風土醸成と職場環境の整備に努めます。

本方針は今後の活動全般における方向性を示すものであり、全てのステークホルダーの潜在的、また実態としてのリスクの把握ならびに回避・低減と予防に努め、この方向性の実現に向けて必要な改善に取り組んでいきます。

## 1. 国際規範の尊重

グローバルな事業活動を行っているサンデングループでは、人権の尊重が重要な社会的責任であるとの認識に立ち、国連「国際人権章典」（世界人権宣言および国際人権規約）、国際労働機関（ILO）「労働における基本原則および権利に関する宣言」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」を尊重し、人権や労働に関して取り組んでいます。また関係する各国の法令や規則を遵守し、基本的人権の保護に努めます。

## 2. 適用範囲

サンデン（サンデン㈱及び連結子会社）のすべての役員、従業員に適用されます。また、すべてのビジネスパートナーにおかれましては、本方針を支持いただけることを期待します。そして、サプライヤーにおかれましては、本方針をご理解頂くことに努め、遵守を求めます。

## 3. 人権リスクの特定

事業に関わる潜在的もしくは実際の人権リスクを特定し、リスクを防止または軽減するための仕組みを構築し、継続的に運用します。

人権リスクについては、グローバルな活動の中で地域的なリスクも含めて特定し、継続的に管理・監視します。

## 4. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

## 5. 是正・救済

私たちが、人権に対する負の影響を引き起こした、もしくは負の影響を助長したことが明らかになった場合、その救済に取り組みます。また、国内および各地域で苦情処理手続きを構築し、内部告発制度等の有効な救済メカニズムの整備を進めます。

## 6. 教育・啓発

継続的に人権に関する教育・啓発を行い、人権方針についての理解促進や企業風土の醸成に努めます。

## 7. 進捗確認と情報開示

人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。

また、ホームページおよびその他のコミュニケーション手段を通じて、人権方針の浸透に向けた取り組みやその進捗に関する情報を、適切に開示します。

## 8. 人権についての重点方針

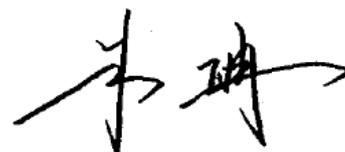
サンデンは次の項目を重点方針として定めます。この重点方針のもとに職場環境の整備に努め、実態との矛盾の回避・解消に取り組んでいます。

本方針は、サンデン株式会社の取締役会において、2023年3月30日に承認されています。

2023年3月30日

サンデン株式会社

代表取締役 社長執行役員 朱 聃



## 人権についての重点方針

### 1. あらゆる差別の排除

人権を尊重し、人種、民族、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、出身、心身の障害、配偶者や子の有無、病気、社会的身分等を理由とする差別を行いません。

### 2. ハラスメントの排除

人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける各種ハラスメント（嫌がらせ、誹謗、中傷等）をはじめ、虐待、体罰、抑圧など、過酷で非人道的な扱いを行いません。

### 3. 強制労働・児童労働の禁止

強制労働・児童労働等の非人道的な雇用を行いません。また、非人道的な雇用を行う企業とは取引をしません。

### 4. 結社の自由

国際条約や各国・地域の法令に基づき定められた労働者の権利（団体交渉権や結社の自由を含む）を尊重します。

### 5. プライバシー保護

個人情報保護法をはじめとする各国・地域の法令やプライバシーポリシーを順守し、情報の利用目的を明確化し、適切に取得、利用、管理、保護を実施します。

### 6. 雇用・労働条件

各国・地域の法令に従い、国際的に認められている基準および、労働時間・休日・休暇・賃金等に関する労働条件を適切に遵守し、従業員の公正な処遇と心身の健康・安全の確保をより重視します。

また、各国の賃金関連法を遵守したうえで給与の支払いを行い、社員に対して不当な減給は一切行いません。

### 7. ダイバーシティと機会均等

多様な属性、価値観、経験などを有したメンバーが共存し、認め合い、一人ひとりが互いを活かしながら最大限にその能力を発揮し、成長と自己実現を実感しながら安心して働ける職場づくりを目指します。

### 8. 労働安全衛生

適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を整備します。

## 9. 保安慣行

人権方針が社会動向や事業環境に応じて、新しく発生する可能性がある人権課題に対応できるよう、定期的の方針内容を見直し、改定を行います。また、人権方針や手順を理解できるよう継続的な教育を実施します。

## 10. 先住民族の権利

私たちは、事業活動を行う国や地域の法律、また「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）」「自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior, and informed consent : FPIC）の原則」等の国際基準にのっとり、先住民の人権や文化に対する配慮に努めます。